

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員が子ども子育て会議で審議、報告される理由

子ども・子育て支援法第31条及び第43条により「市町村長は、利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かななければならない。」となっており、新設園で利用定員を定める場合には意見を聴衆しています。また、既存施設の定員変更は、意見を聴衆する必要がありませんが、子ども子育て支援計画に変更等が生じるため、報告しています。

根拠法令

《子ども・子育て支援法》

(市町村等における合議制の機関)

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業者の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、(略)、教育・保育施設の設置者(略)の申請により、次の号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、(略)聴かななければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 第29条第1項の確認は、(略)、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(略)ごとに第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員(略)を定めて、市町村長が行う。

- 2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(略)の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、(略)聴かななければならない。

2 認可定員と利用定員について

(1) 認可定員

教育・保育施設の設置にあたり学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づき設定する定員。面積等の基準による愛媛県が認可する。

(2) 利用定員

子ども・子育て支援法により認可定員の範囲内で設定する定員。利用実績や今後の利用見込みにより新居浜市が定める。

【子ども・子育て支援新制度に係る認可・確認主体】

| 給付種別 | 施設事業の種類 | | 認可権者 | | 確認権者 | |
|---------|----------|-------|------|------|------|------|
| 施設型給付 | 認定こども園 | 幼保連携型 | 愛媛県 | 認可定員 | 新居浜市 | 利用定員 |
| | | 幼稚園型 | | | | |
| | | 保育所型 | | | | |
| | | 地方裁量型 | | | | |
| | 幼稚園 | | | | | |
| | 保育所 | | | | | |
| 地域型保育給付 | 小規模保育事業等 | | 新居浜市 | 認可定員 | 新居浜市 | 利用定員 |